

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第三百八十九号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者
の登録をした。

昭和三十三年八月九日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇告示 米飯提供業者の登録
牛流行性感冒予防注射の実施
土地の公用廃止
基本測量の終了
- ◇公告 保母試験の実施
- ◇正誤 昭和三十三年八月二日、六日付鳥取県告示
中訂正

登録番号

登録番号	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
七四〇	石原 信子	寿	東伯郡関金町大字大鳥居九〇の一	住所に同じ
七四一	長谷川秀雄	国鉄後藤工場友恭寮	米子市皆生一、七五〇の二五	"
七四二	佐伯 丈刀	米子市役所職員組合喫茶室	" 中町二〇	"
七四三	金田 政之	永楽庵	東伯郡三朝町三朝	"
七四四	米沢 勇	鳥吉	鳥取市寺町二区一一二	"

七四五 清水 礼子 入船食堂
七四六 山根 よね 山友

西伯郡淀江町淀江七九〇
七七九

鳥取県告示第三百九十号

次のように牛の流行性感冒の予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛 ただし生後三箇月以内分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 牛の流行性感冒予防液の皮下注射、ただし注射は二回注射とする。

別表 鳥取市、岩美郡

第一回	第二回	実施区域	実施場所
八月二十日	八月二十六日	鳥取市美保地区	叶検診場 古市
八月二十一日	八月二十七日	美穂地区	美穂農業協同組合
八月二十二日	八月二十八日	大和地区	大和

実施区域	実施場所
東郷地区	本高検診場
豊美地区	豊美農業協同組合
湖山地区	湖山
千代水地区	千代水
米里地区	米里家畜人工授精所
倉田地区	倉田
国府町宇倍野地区	谷村検診場 宇倍野家畜診療所
岩美町岩井地区	岩井検診場
鹿野町旧鹿野地区	鹿野家畜検診場
旧勝谷地区	勝谷
旧小鷲河地区	小鷲河
気高町旧逢坂地区	逢坂
青谷地区	青谷
気高町旧宝木地区	宝木

公 告

鳥取県告示第三百九十一号
次の水路敷は、その公用を廃止する。

昭和二十二年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取市掛出町拾五番地式先（水路

面積 六、九五平方メートル（二坪一〇）

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第三百九十二号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十三年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 作業の種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業地域 鳥取県倉吉市

三 終了月日 七月二十日

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第十三条第二項の規定により保母試験を次のように施行する。
昭和三十三年八月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 願書受付期間

昭和三十三年八月十五日から昭和三十三年九月七日まで（当日の消印あるものは有効）

二 願書提出先

鳥取市東町九九番地 鳥取県厚生労働部婦人児童課

三 受験資格

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または、文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

四 試験科目

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学および精神衛生
- 4 保健衛生学および生理学
- 5 看護学および実習

注 1 1にいう学校教育法による高等学校には、旧中学校令による中等学校を含む。

2 満十八才に達した後児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

3 前各号に掲げる者のほか、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

4 1にいう学校教育法による高等学校には、旧中学校令による中等学校を含む。

5 2にいう児童福祉施設とは、国または都道府県において設置したものおよび児童福祉法第三十五条第三項の認可を受けた施設であること。

6 3にいう厚生大臣の資格認定とは、厚生大臣から受験資格を有する旨認定書の交付を受けた者に限る。

五 試験期日および試験場

試験区分	試験期日	試験場	所在地
筆記試験	九月十七日	鳥取県立鳥取図書館講堂	鳥取市西町八七
	九月十八日		
実地試験 (筆記を含む)	九月十九日	鳥取県立保育専門学院	倉吉市海田
	九月二十日		

六 学科試験時間割

科目	九月十七日 (火)	九月十八日 (水)
社会福祉事業一般	9.00 ~ 10.30	9.00 ~ 10.00
児童福祉事業概論	10.40 ~ 12.10	10.10 ~ 11.10
児童心理学	13.00 ~ 14.00	11.10 ~ 12.20
精神衛生	14.10 ~ 15.10	12.20 ~ 12.50
看護学	15.20 ~ 16.20	12.50 ~ 14.20
保健衛生学		14.30 ~ 15.00
生理学		15.10 ~ 15.40
実習		15.50 ~ 16.50

七 実地試験時間割

期日	時間	受付	音楽筆記試験 (全員)	音楽(ピアノ/歌唱) 保育実技(個人毎)
九月十九日 (第一日)	9.00 ~ 9.30	受付	9.40 ~ 10.40	10.50 ~ 17.00
九月二十日 (第二日)	9.00 ~ 9.30	受付	9.40 ~ 17.00	

備考、実地試験は保育実習の科目として音楽、リズム、お話および手技等について行うものとする。

八 受験手続

受験希望者は、次の書類を提出すること。

- 1 受験願書(様式一)
- 2 履歴書(様式二)
- 3 戸籍抄本
- 4 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面
- 5 写真(出願前六箇月以内に撮影した名刺版、正面上半身無帽単身のもの裏面に写した年月および氏名)

を自署のこと。

6 返信用の封筒(住所氏名記入十円切手をはりつけること。)

注 (イ) 4にいう受験資格を証明する書類とは学校卒業証明書あるいは、施設勤務証明書をいい特に旧制中等学校に準ずる各種学校等の場合で校格の判然としないものについては、その認定を便利にするため当該学校の校格を証明する書面を添付すること。

(例)

校格証明書

本校の〇〇年度卒業者()は旧中等学校を卒業した者と同程度の資格を有する旨主務官庁の認可を受けていることを証明する。

年 月 日
学校名

校長 氏 名 印

(ロ) 願書を郵送する場合は封筒に「保育試験願書在

九 受験手数料 五百円

中」と朱書し、書留とすること。

- 1 受験手数料は「鳥取県収入証紙」(もよりの山陰合同銀行本支店または鳥取県収入証紙売さばき所から購入のこと。)を受験願書にはりつけ消印しないこと。
- 2 既納の手数料はいかなる理由があつても還付しないこと。

十 試験科目の一部免除

厚生大臣の指定する学校または施設において指定科目を専修した者。または四の試験科目のうち昭和三十年度および三十一年度保育試験において一部合格したものは、当該科目の受験免除願(様式三)を提出すること。

十一 受験票

- 1 受験票は願書を受理したときは本人あて直送する。
- 2 受験票は試験期間中は必ず携行しなければならぬこと。

3 試験期間中受験票を携行しない者はいかなる事情があつても試験場に入場させない。

十二 その他

宿泊希望者は、返信用はがきを同封、願書とともに提出すること。(宿泊月日を記載のこと。)

様式一

受験願書

私はこのたび鳥取県において施行される保育試験を受けたいので所定の書類および手数料を添えて申請します。

昭和 年 月 日

希望試験地
本籍地
現住所

氏 名
ふりがな
年 月 日生

鳥取県知事 遠 藤 茂 殿

様式二

履 歴 書

本籍地
現住所

世帯主 氏 名 続柄

本人 氏 名 氏 名
ふりがな

年月日生

学 歴 (小学校卒業時から記載のこと。)

一 年 月 日

職 歴

一 年 月 日

一 年 月 日

年 月 日

右 氏

名 ⑩

右のとおり相違ありません。

様式三

保母試験受験科目免除願

私は別紙(証書写)のとおり(試験科目に合格しており(試験科目を厚生大臣の指定する学校(保母養成施設)で専修しております。)ので左記の科目について受験を免除くださるようお願いいたします。

年 月 日

氏 名

名 ⑩

鳥取県知事 遠 藤 茂 殿

記

一 何々
一 何々

注 他府県からの証書の写には必ずその都道府県庁主務課の証明を付けること。

正 誤

昭和三十二年八月二日、六日付鳥取県告示中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行

正

八月二日付	9	上	一	鳥取県告示第二百八十六号	鳥取県告示第二百八十六号
八月六日付	1	下	二	鳥取県告示第二百八十七号	鳥取県告示第二百八十七号
	2	上	一	鳥取県告示第二百八十八号	鳥取県告示第二百八十八号